

# 第3章 監 査

## ○匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員条例

昭和 45 年 11 月 2 日  
条例第1号

改正 平成 18 年1月 23 日条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 195 条第2項及び第 202 条の規定に基づき、監査委員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の定数)

**第2条** 監査委員の定数は、2名とする。

(公表の方法)

**第3条** 監査委員の行う公表は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合公告式規則(昭和 44 年規則第2号)に定める公示の例による。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成 18 年1月 23 日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。